



2024年11月8日

各 位

会 社 名 株式会社学研ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 宮原 博昭
(コード番号 9470 東証プライム市場)
問合せ先 法 務 室 長 藤島 拓也
(電話 03-6431-1066)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関する議案を、2024年12月20日開催予定の第79回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 本日開示の「大規模買付ルール（買収防衛策）の非継続（廃止）に関するお知らせ」に記載のとおり、大規模買付ルール（買収防衛策）を継続せず、有効期限である本定時株主総会終結の時をもって、廃止することといたしますので、株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組みについて現行定款第6条を削除するものであります。
- (2) コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、相談役制度を廃止することといたしますので、相談役について現行定款第30条を削除するものであります。
- (3) 上記の削除に伴い、条数を繰り上げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組み)</u></p> <p><u>第6条 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての大規模買付ルールの導入、継続、改正又は廃止については、株主総会の決議によって行う。但し、軽微な変更及び廃止については取締役会の決議によっても行うことができる。</u></p> <p><u>2 大規模買付ルールに基づく対抗措置の選択及び発動は、大規模買付ルールに従い、株主総会、取締役会又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により行うことができる。</u></p> <p>第7条～第29条 (条文省略)</p> <p><u>(相談役)</u></p> <p><u>第30条 当社は、取締役会の決議によって相談役若干名を置くことができる。</u></p> <p><u>2 相談役は、当社の業務に関し、社長の諮問に応ずるものとする。</u></p> <p>第31条～第43条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第6条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第29条～第41条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2024年12月20日(金曜日)(予定)

定款変更の効力発生日

2024年12月20日(金曜日)(予定)

以 上